

# 令和5年度 八丈町立富士中学校人権教育全体計画

東京都八丈島八丈町立富士中学校

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権及び人権啓発に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本指針
  - ・ 「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」の育成に向けた教育を重視する。
- 八丈町教育委員会の教育目標及び基本方針
  - ・ 子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐむため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心と規範意識をもち、自立した個人を育てる教育を推進する。

## 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成をするため、次の教育目標を設定する。

- 一 自ら進んで学ぶ生徒
- 一 人や自然を愛する生徒
- 一 健康でねばり強い生徒

- 学校、地域の実態
  - ・ 島しょへき地にあり、歴史と自然が豊かである。
  - ・ 地域住民は、人情豊かで学校に協力的である。
- 地域の期待や願い
  - ・ 地域に根ざした学校教育と人権意識を向上させる。
- 保護者の期待や願い
  - ・ 将来、島内外での生活ができるための確かな学力を身に付けさせる。
  - ・ 自ら進路選択ができる人。
- 目指す学校像
  - ・ 生徒にとって「安全で楽しく、明日が待たれる学校」を目指す。
  - ・ 保護者にとって「安心と信頼をもって子供を登校させることのできる学校」を目指す。
  - ・ 地域と「共に歩み協力を得られる学校」を目指す。

## 指導や実態の把握

人権教育の内容を生徒や地域の実態把握・課題に即して、教育活動（各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等）の中で、意図的・系統的・計画的に指導しているかを把握する。

## 人権教育の目標

- 一人一人の生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる。
- 人権に対する理解が様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

## 各教科の指導の重点

- 国語
  - ・ 適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う。
- 社会
  - ・ 民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
- 数学
  - ・ 数理的に考察する能力を育てる。
- 理科
  - ・ 科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
- 音楽
  - ・ 豊かな情操を養う。
- 美術
  - ・ 豊かな情操を養う。
- 保健体育
  - ・ 互いに協力し相手を尊重することや公正に取り組む態度を育てる。
- 技術家庭
  - ・ 生活を工夫し、創造する能力と実践する態度を育てる。
- 英語
  - ・ 言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

## 目指す生徒像

教育目標がすなわち目指す生徒像である

- 一 自ら進んで学ぶ生徒
- 一 人や自然を愛する生徒
- 一 健康でねばり強い生徒

## 道徳教育

- ・ 人権尊重の精神を基調に「協調性と思いやりをもった生徒の育成・規範意識を身に付けた生徒の育成」を目指し、道徳の実践力を育てる道徳教育を推進する。
- ・ 道徳授業地区公開講座を実施し、地域や保護者との連携を図るとともに、教師と生徒、生徒相互の心の交流を大切に生徒の道徳性を養う。
- ・ 授業を工夫し、生徒が主体的に道徳心を育む活動ができるようにする。

## 特別活動

- ・ ボランティア活動、生徒会活動、学校行事の取組を通して、生徒が活躍できる場を数多く設定し、成功体験を繰り返して得ることによって、自主性を育てるとともに、集団活動の中で連帯の意識を高める。
- ・ 学級活動を通して、自主的、実践的な態度や能力を養い、温かい人間関係を育てるとともに、集団の一員としての在り方を身に付けさせる。

## 総合的な学習の時間

- ・ 人権尊重の精神に立ち、「21世紀を『共に生きる』」に取り組むとともに、職場体験、ボランティア活動、福祉体験、平和学習を通して、自己の生き方を考える。

## 全教育活動における指導のねらい

- ・ 全教職員が心をつなげて取り組む学校を目指し、創意と協力の下に生徒理解に努め、人権を尊重する教育活動を展開することで、生徒の人権意識の高揚を図る。
- ・ 各教科の中で、特に人権に関わるような様々な課題を取り上げ、主体的に問題を解決しようとする力を育む。また、オリンピック・パラリンピックの精神と意義を学び、国際理解と健全な精神の育成を図る。

### (生活の場で)

- ・ いじめ、仲間外れをしない。
- ・ 誰にでも明るく挨拶をする。
- ・ 他と励まし合い、協力して活動する。

### (学習の場で)

- ・ 相手の立場に立って発言や発表を聞く。
- ・ 他人の失敗や誤りを揶揄しない。

## 人権作文への取組（全学年）

## 生活指導の重点

人権尊重の精神を基調に、暴力やいじめのない、生徒にとって自分が大切にされ、育てられていると実感できる学校を目指す。同時に、学校教育活動全体を通して心の教育を推進し、協調性と思いやりにもつむ生徒を育成する。

## 進路指導の重点

生徒一人一人の個性を尊重し、自らの特性や能力を知り、人間としての生き方について考えさせる。また、体験学習を通して望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択できる能力を育てる。

## 人権教育にかかわる年間指導計画作成のための方針

- ・ 各教科等の関連を図り、人権教育が効果的に実現できるように指導内容や方法の構造化に努める。
- ・ 各行事との関連を図り、教育効果が上がるように配慮する。（人権作文への取組、教育相談『しゃべりにおじゃれ』）

## 生活指導の重点

- ・ 人権教育を推進するために、人権教育プログラムを活用して、人権に関する（女性、子供、高齢者、障害者、外国人等）の課題について校内で研修を実施する。

## 学年・学級経営

- ・ 生徒間の人間関係を観察・掌握し、生徒理解に努め、適切な指導を行う。
- ・ 係活動等の活動を観察し、指導を行う。
- ・ 教育相談手法を重視し生徒指導にあたる。

## 保護者・地域社会等との連携

- ・ 保護者等による学校評価を充実する。
- ・ 民生児童委員、学校評価委員との連携を通して、情報交換に努め人権教育の効果を高める。
- ・ 学校便りやホームページ等で情報を発信する。